

加古川市子育て世帯応援お米商品券配付事業実施要綱

令和7年7月16日

こども部長決定

(趣旨)

第1条 本要綱は、生活に直結する食料品の価格高騰が長期化する中、子育て世帯を支援するため、全国で使用できるお米商品券を配付する加古川市子育て世帯応援お米商品券配付事業の実施に関し、必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、加古川市（以下「市」という。）とする。ただし、事業の全部又は一部を、適切な事業運営が可能と認められる者に委託することができる。

(定義)

第3条 本要綱において「お米商品券」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 全国米穀販売事業協同組合が発行する全国共通おこめ券
- (2) 全国農業協同組合連合会が発行するおこめギフト券

(配付対象者)

第4条 配付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和7年8月1日において市の住民基本台帳に記録されている者のうち、平成22年4月2日から令和7年7月31日までの間に生まれた児童が属する世帯の世帯主であり、かつ当該児童が児童養護施設、母子生活支援施設その他これに類する施設に入所していない者
- (2) 前号に掲げる児童が入所している児童養護施設、母子生活支援施設その他これに類する施設の長
- (3) 前2号に掲げる者に準ずるもので、市長が適当と認めるもの

2 前項にかかわらず、児童がお米商品券の発送前に死亡している場合は、その児童に基づく配付対象とはしない。

(配付額)

第5条 配付するお米商品券は、1世帯につき、お米商品券（額面440円）を10枚、計4,400円分とする。

(配付方法)

第6条 市は、配付対象者を住民基本台帳等により把握し、簡易書留郵便により送付する。

- 2 前項の規定により送付したにもかかわらず、配達不能、受取拒否、発送中止又はその他の理由により配達されなかった場合、再送付もしくは窓口交付を行う。
- (配付期間)

第7条 配付期間は、令和8年1月30日までとする。ただし、本事業の委託契約の締結等の遅れにより、事業開始時期に影響が生じた場合は、市長が必要と認める範囲で配付期間を変更することができる。

- 2 前項の配付期間を過ぎた場合は、お米商品券の取得をしていない配付対象者は、お米商品券の受取を辞退したものとみなす。
- (児童の福祉に寄与する施設又は団体への配付)

第8条 配付期間後にお米商品券に残余があるときは、市長が公益上の必要があると認め、関係法令に基づき適切と判断したときに限り、次に掲げる施設又は団体に配付することができる。

- (1) 児童養護施設、母子生活支援施設その他これに類する施設
- (2) 市内でこども食堂を運営する団体
- (3) その他、児童の福祉向上を目的とした公益性の高い事業を実施する団体で、市長が適當と認めるもの

- 2 前項に基づく配付方法、時期、対象団体の選定その他必要な事項は、市長が別に定める。
- (不当利得の返還)

第9条 市長は、偽りその他の不正の手段によりお米商品券を取得した者に対し、当該お米商品券の返還又は相当額の返還命令を行うことができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 お米商品券の配付を受ける権利は、配付対象者に限り、第三者へ譲渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第11条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年7月30日から施行する。
- (失効)
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

3 第9条の規定については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。